

第六次宮崎市総合計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本市のまちづくりの指針であり、最上位計画である第五次宮崎市総合計画改訂版の計画期間が令和6年度に終期を迎えることに伴い、次期宮崎市地方創生総合戦略人口ビジョン編及び総合戦略編を包含した、令和7年度を始期とする第六次宮崎市総合計画を策定する。

策定に当たっては、第五次宮崎市総合計画改訂版の検証結果を踏まえつつ、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く課題等の整理、幅広い市民意見の取り入れなど、多くのデータ収集や多様な分析を行うとともに、SDGsの観点を踏まえた内容にする必要がある。

本要領は第六次宮崎市総合計画策定支援業務の公募型プロポーザルの募集に係る必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 名称

第六次宮崎市総合計画策定支援業務

(2) 場所

宮崎市

(3) 内容

別紙「第六次宮崎市総合計画策定支援業務 委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 提案限度額 12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 年度別提案限度額

令和5年度 5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和6年度 6,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すためのもの。

※最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定する。

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4 公募型プロポーザルで実施する理由

類似業務の実績を有する業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5 業務スケジュール

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 公募開始日 | 令和5年5月15日（月） |
| (2) 参加申込み及び質問受付締切日 | 令和5年6月9日（金） |
| (3) 質問に対する回答日 | 令和5年6月14日（水） 予定 |
| (4) 参加資格確認結果通知日 | 令和5年6月14日（水） 予定 |
| (5) 提案書等の提出締切日 | 令和5年6月30日（金） |
| (6) プレゼンテーション | 令和5年7月6日（木） |
| (7) 審査結果通知 | 令和5年7月10日（月）の週 |
| (8) 契約締結 | 令和5年7月18日（火）の週 |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項※に該当する者ではないこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業を許可されていない未成年者のいずれにも該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。

- (5) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

- (6) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、本市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

- (7) 平成30年度以降に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

7 参加申込みの手続き

(1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市総合政策部企画政策課（本庁舎3階）
電話 0985-21-1711 FAX 0985-31-6557
Mail 0lkikaku@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書（様式1号）
- ②宮崎市税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ③国税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ④法人にあつては、商業登記簿謄本（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑤暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式2号）
- ⑥契約実績を証明する書類（契約書等、写し可）

(3) 提出方法

持込み又は郵送（書留郵便に限る）により、(1)の事務局あて提出すること。

(4) 提出期限

- ①持込みの場合 令和5年5月15日（月）から令和5年6月9日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）
- ②郵送の場合 令和5年6月9日（金）までの消印有効

(5) 参加申込みの結果通知

参加申込みの結果について、令和5年6月14日（水）までに通知する。

8 参加の辞退

参加申込書兼誓約書（様式1号）の提出後、参加を辞退するときは、持込み又は郵送により、参加辞退届（様式3号）を7(1)の事務局あて提出すること。

9 質問及び回答

(1) 質問

- ①質問方法 参加申込書兼誓約書（様式1号）の提出後に、メール又はFAXにより、質問票（様式4号）を7(1)の事務局あて提出すること。
（必ず事務局へ着信確認の連絡を行うこと。）
- ②受付期間 令和5年5月15日（月）から令和5年6月9日（金）まで

(2) 回答

- ①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/bid/information/349785.html>
- ②回答日 令和5年6月14日（水）予定

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書（参考様式5号）
- ②見積書（様式任意）
- ③業務実績調書（参考様式6号、様式任意）
- ④業務実施体制表（参考様式7号、様式任意）
- ⑤予定スタッフの経歴・従事業務調書（参考様式8号、様式任意）
- ⑥法人・団体概要が分かる資料（様式任意）
- ⑦その他補足資料（様式任意）

(2) 提出方法

メールに(1) 提出書類を添付し、7(1)の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

参加申込みの結果通知日から令和5年6月30日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）

(4) 企画提案書の作成方法

企画提案書（参考様式5号）のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、提案書等には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

11 評価方法

(1) 評価基準

評価項目		評価基準	配点
実施内容	設定課題に関する提案内容	提案内容の着眼点、構成がすぐれているか。	35点
		提案内容を裏付ける具体的な根拠の提示や論理構築がなされているか。	30点
	業務内容の理解度・的確性	総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、方向性が適切かどうか。	30点
実施体制	法人としての実績及び人員配置	法人として、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しており、本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されているか。	20点
	参考見積及び工程の妥当性	積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。	10点
地域性		提案者は、本市に本店、支店等を設けているか。	5点
合計			130点

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書（参考様式5号）及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

①日程 令和5年7月6日（木）（時間については別途連絡する。）

②実施時間

ア プレゼンテーション 1者20分以内

イ 質疑応答 1者10分以内 計30分以内とする。

③実施方法 オンラインにより実施。（実施方法については別途連絡する。）

(3) 受託候補者の選定方法

①第六次宮崎市総合計画策定支援業務プロポーザル方式選定委員会設置要領第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、(1)の評価基準に基づき採点を行う。

②合計点数が評価基準点数全体の60%以上の提案業者を受託候補者名簿に登載し、合計点数が最も高い提案業者を優先受託候補者として選定する。

③合計点数が同一の提案業者が複数いた場合は、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い提案業者から順に受託候補者名簿に登載するものとする。

ア 「設定課題に関する提案内容」の合計点数

イ 「法人としての実績及び人員配置」の点数

ウ 「参考見積及び工程の妥当性」の点数

④合計点数及び全ての評価基準の点数が同一の提案業者が複数いた場合は、委員間協議により、受託候補者名簿の順位を決定する。

⑤受託候補者名簿は、令和7年3月31日まで有効なものとし、優先受託候補者と契約の締結に至らない、又は契約期間中に関わらず契約解除となる場合、次の順位の者を優先受託候補者とする。

(4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③見積金額が、提案限度額を超えている場合

④プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

⑤「6 参加資格」に掲げる要件を有しなくなった場合

⑥審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合など

12 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案業者に通知する。

また、選定結果通知日以降、次の項目を本市のホームページに公表する。

①優先受託候補者の名称、点数

②優先受託候補者以外の点数（点数の高い順）

13 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先受託候補者と本市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

(3) 辞退

優先受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

14 その他

(1) 提出書類の取扱い

①提出された書類等は、返却しない。

②提出された書類等の訂正・差し替えは認めない。ただし、本市から指示があった場合は除く。

③提出された書類等は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年3月29日条例第3号）に基づき対応する。

④提出のあった書類等は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

①本プロポーザルに係る費用については、全て提案業者の負担とする。

②企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

③提案業者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。